

## 重要事項説明書 (Cafe Natur (就労継続支援B型))

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、関係諸法令に基づき当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

### 1 就労継続支援B型サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人自靖会
代表者氏名	理事長 井口 愛
本社所在地 (連絡先)	東京都江戸川区鹿骨四丁目3番13号 (03-6638-7910)
法人設立年月日	2023年5月10日

### 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

#### (1) 事業の所在地等

事業所名称	Café Natur
サービスの 主たる対象者	知的障がい者 精神障がい者
事業所番号	1312304825
管理者	前川 理恵
サービス管理責任者	相澤 孝司
事業所所在地	東京都江戸川区鹿骨四丁目3番13号
連絡先	TEL 03-6638-9397 FAX03-6638-9398
事業所の通常の 事業実施地域	江戸川区及びその周辺地域
事業所が行なう 他の指定障がい 福祉サービス	生活介護 1312304825号 (令和7年 6月 1日指定)
利用定員	20名
開設年月日	令和7年6月1日
第三者評価の実施	していない

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	社会福祉法人自靖会が開設する Cafe Natur（以下「事業所」という。）が行う指定就労継続支援（B型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定就労継続支援（B型）を提供することを目的とする。
運営方針	指定就労継続支援（B型）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	水曜日から日曜日※但し12月30日から1月3日までを除く
営業時間	8時00分から17時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	水曜日から日曜日※但し12月30日から1月3日までを除く
サービス提供時間	8時30分から16時00分

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄筋コンクリート構造
延床面積	建物全体 226.71 m <sup>2</sup> 当該部分 421.17 m <sup>2</sup>

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
訓練・作業室	3室	内職作業、厨房及びカフェ
相談室兼多目的室	1室	生活介護と共用
洗面所	2個	うち一つ女性用トイレに設置
便所	2室	
スタッフルーム	1室	
更衣室	2室	男子更衣室、女子更衣室

#### 4 職員体制等について

##### (1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
職 種	職 務 内 容
サービス管理責任者	サービス管理責任者は、指定就労継続支援（B型）計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定就労継続支援（B型）の利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
職 業 指 導 員	職業指導員は、作業指導及び職業指導等を行う。
生 活 支 援 員	生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。
目標工賃達成指導員	目標工賃達成指導員は、事業所で定める工賃向上計画に基づき、工賃向上のための営業活動等を行う。
調 理 員	利用者に提供する食事の調理等を行う。

##### (2) 職員配置

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換 算	備 考
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	1		1			0.4	調理員と兼務
サービス管理責任者	1	1				1	
職 業 指 導 員	1	1				1	
生 活 支 援 員	1	2				2	
目標工賃達成指導員	1	1				1	
調 理 員	1		1			0.1	管理者と兼務

##### (3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	8時30分～17時30分
サービス管理責任者	8時30分～17時30分
職 業 指 導 員	8時00分～17時00分または8時30分～17時30分
生 活 支 援 員	8時00分～17時00分または8時30分～17時30分
目標工賃達成指導員	8時00分～17時30分または8時30分～17時30分
調 理 員	12時00分～13時00分

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
就労継続支援B型計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援B型計画を作成します。
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。

就労の機会の提供及び生産活動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 以下の生産活動を行っています。 ① 菓子等の製造販売 ② 清掃作業 <工賃の支払い> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
創作的活動	軽作業等の創作的活動の機会を提供します。
身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援	身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上するための訓練等を行います。
相談及び援助	利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
就労に必要な知識、能力を向上するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。また、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための必要な支援を行います。
送迎サービス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

平均工賃月額	利用料
4.5万円以上	9324円
3.5万円以上 4.5万円未満	8967円
3万円以上 3.5万円未満	8444円
2.5万円以上 3万円未満	8221円
2万円以上 2.5万円未満	8087円
1.5万円以上 2万円未満	7831円
1万円以上 1.5万円未満	7497円
1万円未満	6572円
利用者負担額	上記の1割

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

**負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市区町村窓口までお問合せください。**

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください

【加算項目】

① 事業所がとっている体制及びとった対応により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	167 円	左記の 1 割	（Ⅰ）（Ⅱ）の場合 生活支援員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用 1 日につき加算されます。 （Ⅲ）の場合 生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが 75%、又は勤続年数が 3 年以上のものが 30%を超える場合、利用 1 日につき加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
初 期 加 算	334 円	左記の 1 割	サービス利用の初期段階（開始から 30 日間）において、利用 1 日につき加算されます。
訪問支援特別加算	3119 円	左記の 1 割	継続して利用する利用者が連続して 5 日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に月 2 回まで加算されます。
欠席時対応加算	1047 円	左記の 1 割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に月 4 回まで加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1671 円	左記の 1 割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に、1 月につき加算されます。
食事提供体制加算	334 円	左記の 1 割	食事提供体制加算の対象となる利用者に対して、栄養面での適切な配慮をしたうえで食事を提供した場合、1 日につき加算されます。

送 迎 加 算	233 円	左記の 1 割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
目標工賃達成指導員配置加算	991 円	左記の 1 割	工賃向上計画を作成し、目標工賃の達成に取り組む職員を配置した場合に加算されます。
目標工賃達成加算	111 円	左記の 1 割	目標工賃達成指導員配置加算の対象となる事業所が、工賃向上計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算されます。
福祉・介護職員等処遇改善加算	報酬総額の 9.3%	左記の 1 割	

## 6 その他の費用について

内 容	料	金
創作的活動に係る材料費	実費相当額	
日用品費の実費	1日につき	50円
食事の提供に係る費用	昼食：1食につき	400円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額	

## 7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)利用者指定口座からの自動振替 (イ)事業者指定口座への振り込み</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市区町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 8 サービスの提供にあたっての留意事項

### (1) 市区町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「個別支援計画」を作成します。作成した「個別支援計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

### (3) 個別支援計画の変更等

「個別支援計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

## 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 前川 理恵
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

## 10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

### 11 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関等への連絡等を行います。

利用者緊急時医療機関 (かかりつけ医がある 場合)	医療機関名 :
	診療科 :
	主治医 :
	所在地 :
	電話番号 :
緊急連絡先	住所 :
	電話番号 :
	氏名 :  (続柄 )

### 12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	井口腎泌尿器科・内科親水		
医院長名	八木澤 隆		
所在地	東京都江戸川区東小松川2-7-1		
電話番号	03-5661-3872		
診療科	腎泌尿器科・内科	入院設備	有

### 13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 14 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、消防訓練を年2回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・非常通報装置 有</li> <li>・非常用電源 有</li> <li>・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分）</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・スプリンクラー 有</li> </ul>
消防計画	消防署への届出日： 2025年4月24日 防災管理者： 濱中 宏遠

#### 15 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定就労継続支援 B 型に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- (3)
  - ①苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
  - ②相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定する。
  - ③対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

<b>【事業者の窓口】</b> (Cafe Natur 相澤孝司)	所在地 東京都江戸川区鹿骨四丁目3番13号 電話番号 03-6638-9397 ファックス番号 03-6638-3-9398 受付時間 平日9時～17時
<b>【江戸川区社会福祉協議会の窓口】</b> (苦情解決委員会事務局)	所在地 東京都江戸川区松島1-38-1 電話番号 03-3653-6275
<b>【東京都社会福祉協議会の窓口】</b> 東京都社会福祉協議会 運営適正化委員会 (事務局)	所在地 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階 電話番号 03-5283-7020 ファックス番号 03-5283-6997

#### 16 心身の状況の把握

指定就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 17 連絡調整に対する協力

就労継続支援 B 型事業者は、指定就労継続支援 B 型の利用について市区町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

## 18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定就労継続支援 B 型の提供に当り、市区町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

## 19 サービス提供の記録

- ① 指定就労継続支援 B 型の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定就労継続支援 B 型の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から 5 年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。  
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

## 20 指定就労継続支援 B 型サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

## 21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴 重 品 の 管 理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
喫 煙	喫煙は決められた時間に決められた場所をお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 22 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様へのサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ② 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 23 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

## 24 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、関係諸法令に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	東京都江戸川区鹿骨四丁目3番13号
	法人名	社会福祉法人自靖会
	代表者名	理事長 井口 愛
	事業所名	Cafe Natur
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	